

## 1. ガイドライン策定・貸与開始の経緯及び背景

○従来、全国学力・学習状況調査の結果は、文部科学省の委託研究等で活用してきたが、学力調査の専門家会議や経済財政諮問会議等において、委託研究以外にも、研究者等による調査結果データの活用の必要性が指摘される。

○平成27年12月以降、貸与に係る具体的なルールとして、ガイドライン案を検討し(専門家会議の下の分析・活用WGにて)、平成29年3月に策定。

○本ガイドラインは、類似の例として、高確法16条及びそれに基づく告示(※)に規定されたレセプト公開に係るガイドラインを参考としているが、以下のような学力調査の特性に配慮している。

- ・全国学力・学習状況調査の趣旨・目的に鑑み、結果の取扱いにおいては、序列化や過度な競争による弊害が生じないように配慮していること  
(国が公表するデータ以外は、行政機関の保有する情報公開法第5条第6号に基づき、不開示情報として取り扱われていること)

〔※高齢者の医療の確保に関する法律第16条2項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針(平成22年厚生労働省告示第424号)〕

○こうした特性を踏まえ、ガイドラインにおいても、貸与について以下のような手続きが採用されている。

【レセプト公開ガイドラインと同様の手続き】

- ・データの利用目的・趣旨の事前審査(非公開の有識者会議)
- ・必要最小限の範囲に限った貸与

【レセプト公開ガイドラインより慎重な手続き】

- ・学校名等が含まれる個票データ(いわゆるローデータ)については、貸与前と研究の公表前に、学校の設置管理者の同意を得る必要があること
- ・他のデータとの照合の原則禁止

○別途、匿名データという加工データ(ローデータから約1割を抽出し匿名化)を作成し、簡易貸与も制度化しているものの、実際には、研究者等からは匿名データの利用申出はほとんどない(個票データに利用価値がある)。

## 2. 現行ガイドラインの課題

○EBPMを推進する観点からは、教育データとして広く活用される必要があるが、現行では、事前同意を得た場合のみ設置管理者名・学校名を含むデータを貸与(全体の約30%のみ)。

○計量分析等を通じた学術研究は、データから伺える傾向、特徴、原因を分析するもので、そもそも固有の学校名や設置管理者名を明らかにするものではない。

○設置管理者も、同意の有無について、何を根拠に判断すべきなのか、戸惑いを感じている模様。

※対象者が1名などの小規模学校は、データを貸与すると個人情報と特定されるのではないかと懸念。

○研究データとして学力調査を用いるためには、他の行政情報や地域情報との照合が基本的に想定されている。

○貸与手続きにおいて、所属機関の登記事項証明などを求める等、煩雑である。

### 3. 現行ガイドライン見直しの観点

#### <考え方>

- 貸与の趣旨・目的(学術研究の振興、施策の推進又は高等教育の振興、並びに児童生徒の学力や学習状況等の改善又は教育施策の改善)を達成するために、現在、貸与データの利用において、制約や支障となっている 事項を見直す。
- その際、貸与データの利用によって、序列化や過度な競争が生じないよう十分に配慮する。

#### <見直す項目>

#### ◆貸与ルールに反した場合のペナルティの強化

- (1)研究成果の公表において、設置管理者コード、設置管理者名、学校コード、及び学校名を公表することを一律禁止するとともに、貸与時に、貸与データ利用者全員に設置管理者コード、設置管理者名、学校コード及び学校名を公表しない旨の誓約書を提出させる。  
→〈公表禁止〉ガイドライン「第3の1(2)」「第3の2(1)③」「第6の2(1)③」  
〈誓約書〉設置管理者コード、設置管理者名、学校コード及び学校名を公表しない旨を追記
- (2)上記(1)に違反した申出者、利用者、所属機関に対するペナルティーを新設する。  
→ガイドライン「第14 の1(2)②(iii)(iv)」

表1 違反内容とペナルティの対応一覧 (○が実施、※が修正点)

#### ■文部科学省が実施

違反内容	罰則	データ利用取り消し	データの返却	複製データの削除	成果物の公表禁止
(i)返却遅れ 返却期限までに個票データ等の返却等の措置を行わない		○	○	○	-
(ii)セキュリティ違反 個票データ等を申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した		○	○	○	○
(iii)紛失・漏えい 個票データ等を紛失・漏えいした		○	○	○	○
(iv)目的外利用 承諾された利用目的以外の利用を行った場合又は承諾された公表形式以外の形式 ※設置管理者名、学校名の公表を含む		○	○	○	○
(v)その他 ※複製、コピー違反を含む ※申請外のデータの照合を含む		○	○	○	-

#### ■有識者会議で措置を議論、文部科学省がこれを踏まえ対応を講じる

違反内容	罰則	貸与を行わない期間	申出者及び利用者の氏名及び所属機関名を公表	所属機関に属する他の申出者及び利用者も、個票データ等の貸与を禁止	不当な利益を得た場合、利益相当額を国に支払う
(i)返却遅れ 返却期限までに個票データ等の返却等の措置を行わない		遅れた日数分	○	○	-
(ii)セキュリティ違反 個票データ等を申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した		一定期間	○	○	-
(iii)紛失・漏えい 個票データ等を紛失・漏えいした		※以後、禁止 (個票データのみ)	○	○	-
(iv)目的外利用 承諾された利用目的以外の利用を行った場合又は承諾された公表形式以外の形式 ※設置管理者名、学校名の公表を含む		※以後、禁止 (個票データのみ)	○	○	○
(v)その他 ※複製、コピー違反を含む ※申請外のデータの照合を含む		(i) から (iv) を参考に	○	○	-

【参考1】指定統計の2次利用の場合、統計法による。第7章罰則で懲役、罰金

【参考2】科研費の不正使用、流用の場合、  
(文部科学省) 応募資格停止：私的流用10年、共謀1～5年、注意義務違反1年  
(機関の対応) 懲戒解雇、停職

### 3. 現行ガイドライン見直しの観点

#### ◆よりEBPMに資する貸与ルールへの改善

(3) 審査基準において、以下①から④の全てが確認できることを要件とする旨を明確化する。

① 我が国の児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善を目的としていること  
又は

我が国(又は教育委員会)の教育施策の改善・充実に資することを目的としていること

② 全国学力・学習状況調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、貸与データを利用した研究等の成果の公表に当たっては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮していること

③ 貸与データ利用者全員が設置管理者コード、設置管理者名、学校コード及び学校名を公表しないことを了承していること

④ データ分析の目的及び方法が特定個人を識別するものではないこと

→ガイドライン「第6の2(1)」

(4) データ貸与にかかる設置管理者等の同意(貸与前、研究成果公表前)を不要とする。

→〈同意不要〉旧ガイドライン「第6の2(2)②(ii)(iii)」に相当する規定を削除。

(5) 他のデータとの照合の原則禁止を廃止する。

→ガイドライン「第6の2(7)」

(6) 手続き等の簡素化を講じる。

① 手順の簡素化

・ 審査結果の通知後、申出者からの「個票データ等の利用に関する依頼書」の提出を不要とする。  
→ガイドライン「第8の1」

② 提出書類の簡素化

・ 申出書提出の際に必要とされる「申出書の記載事項を確認できるもの」と「本人確認に必要な書類」の別が判然としないため、統一・簡素化する。  
→ガイドライン「第5の7(2)」

・ 所属機関自体を証明する「登録事項証明書」、「印鑑登録証明書」等の提出を不要とする。  
→ガイドライン「第8の1」

③ 様式の簡素化

・ 貸与申出書を一本化する(貸与目的によって書式を分けない)。

→ガイドライン「第5の7(1)」

・ 「利用期間延長依頼申出書」を「記載事項変更依頼申出書」で兼用する(承諾(不承諾)通知書も兼用)。

→ガイドライン「第9の3」